

女性農林漁業者とつながる全国ネット規約

1. 名称

本会は、女性農林漁業者とつながる全国ネット（以下「全国ネット」という。）と称する。

2. 目的

全国ネットは、農山漁村の女性達の経済活動を一層発展させていくため、女性農林漁業者相互の交流のみならず、農林漁業以外の二次産業、三次産業の業種と連携し、双方が良きビジネスパートナーとなるべく関係づくりを行うことを目的とする。

このため、農山漁村と都市サイド、消費者サイド、異業種サイド等との情報の距離を縮め、また、ビジネス情報の収集と人脈づくりに役立つ情報交換・交流・連携ができるよう、全国ネットを立ち上げるものである。同時に、都道府県段階の女性経営者発展支援のための組織との緊密な連携を保ち、相互の発展を目指すこととする。

3. 活動

全国ネットは、2の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 女性農林漁業者の経営発展（以下、「経営発展」という。）に関する農山漁村男女共同参画推進協議会から会員への情報提供
- (2) 経営発展に関する会員からの情報の共有等
- (3) 経営発展に関する会員の交流の場の設定
- (4) 経営発展に関する能力向上の機会の設定
- (5) 会員からの提案に基づく経営発展に関する自主プロジェクトの実施
- (6) 経営発展に関する農林水産省等からの情報の会員への提供
- (7) その他全国ネットの目的を達成するために必要な活動

4. 会員

全国ネットは、5の登録手続きに基づき会員登録を行った個人、団体、企業を会員とする。

5. 登録手続

【会員登録の要件】

- (1) 全国ネットの趣旨及び2の目的に賛同すること。
- (2) 全国ネットの会員として標記規約、利用規約を守ること。
- (3) 会員として全国ネットに提供した情報は、個人情報を除き、退会後も全国ネットが活用する可能性があることを了承すること。
- (4) 全国ネットの会員となるためには、全国ネット事務局が定めた所定の方法による。

【会員登録】

全国ネットへの登録を希望する者は、事務局が定めた所定の手続きにより、随時会員登録できる。

【退会】

全国ネットからの退会を希望する者は、事務局が定めた所定の手続きにより、随時退会できる。

【会員登録の取消し】

事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、会員の登録を取り消すことがある。

- ① 全国ネットの趣旨及び目的に、明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。
- ② 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
- ③ 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。

6. 組織

- (1) 全国ネットの運営管理及び庶務等を行うため、事務局を農山漁村男女共同参画推進協議会の事務局である（社）農山漁村女性・生活活動支援協会に置く。
- (2) 事務局には事務局長を置く。事務局の体制は、別表の者で構成する。
- (3) 全国ネットの運営管理面及び運営内容において重大な案件などが生じた場合は、速やかに農山漁村男女共同参画推進協議会会長と相談し的確に対処するものとする。

7. 経費等

- (1) 全国ネットの登録は無料とする。
- (2) 全国ネットの情報に基づくセミナー、イベント、商談会など等への参加等に要する経費は、参加する各会員が負担する。

8. 責任範囲

- (1) 農山漁村男女共同参画推進協議会および事務局である（社）農山漁村女性・生活活動支援協会は、本規約に定める以外に何らの責任を負わないものとする。
- (2) 会員間での情報交換、共同プロジェクトの実施、直接商談、取引ないし契約等は、当該会員が自己の名義・計算で行うものとし、事務局は何らの保証または責任を負わないものとする。
- (3) 会員の違法行為または第三者の権利の侵害が、会員の責に帰すべき事由により発生した場合は、会員がその責任において一切を処理するものとする。

9. 著作権

- (1) 会員が、全国ネットに参加した後、新たに作成した著作物及び従来から有する著作物の著作権については、当該会員に帰属するが、当該会員が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員は、これを利用することができる。
- (2) 会員が、全国ネットに参加した後、会員間の共同により新たに作成した著作物の著作権は、当該創作者間での共有とするが、当該創作者が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員は、これを利用することができる。
- (3) (2) に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、事務局及び他の会員による使用に支障がないよう必要な措置を取るものと

する。

10. 知的財産権等

本会の運営に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という。）に係る権利（以下「知的財産権等」という。）の取扱は、次に定めるとおりとする。

- (1) 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属する。他の会員が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとする。
- (2) 発明等が共同の創作に係る場合は創作者間での共有とし、その持分その他手続等については共有者間で協議して定めるものとする。

11. 個人情報の取扱い

- (1) 事務局及び会員は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法第57号、その後の改正を含む、以下同じ）、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項記載の意味を有す。
- (2) 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

12. 規約の改訂

本規約は、事務局が農山漁村男女共同参画推進協議会会長と協議の上、必要に応じて改訂することができる。

13. 附則

本規約は、平成24年9月1日から施行する。